

第1	公有財産の管理	(159)
第2	建設工事統計調査等	(162)
第3	技術管理	(163)
第4	災害対策・感染症対策の取組	(165)
第5	広報・広聴活動	(167)

総 務

第1 公有財産の管理

総務部用度課

1 公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産とに分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。また、普通財産としては建設局所管事業に係る関係人に対する生活再建対策等としての代替地及び行政財産を用途廃止したことによって生じた土地、建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則（以下「規則」という。）及び建設局所管公有財産管理要綱（以下「要綱」という。）等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

2 公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたびに補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて9月末及び3月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。

令和5年3月末の現在数量は、土地約2,458ha、建物約314,638㎡等である。（第7・1表）

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に伴い、平成18年4月より財産情報システムにより管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決定した土地、施設または工作物及び道路の付属物については、規則第22条の規定により、上記現在額に含まれていない。

第7・1表 公有財産台帳現在額

種類	分類	令和5.3.31現在		令和4.3.31現在		増△減	
		数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)
土地	行政財産	24,539,545.61	2,459,043,512	24,316,059.81	2,368,357,714	223,485.80	90,685,798
	普通財産	44,246.16	13,020,488	42,937.43	12,828,314	1,308.73	192,174
	計	24,583,791.77	2,472,064,000	24,358,997.24	2,381,186,028	224,794.53	90,877,972
建物	行政財産	313,664.86	43,096,140	306,423.84	43,116,494	7,241.02	△20,354
	普通財産	972.78	5,036	934.55	0	38.23	5,036
	計	314,637.64	43,101,176	307,358.39	43,116,494	7,279.25	△15,317
工作物	行政財産		45,692,906		44,961,354		731,552
	普通財産		2,445		3,260		△815
	計		45,695,351		44,964,614		730,737
立木	行政財産						
	普通財産						
	計						
船舶	行政財産	3隻	154,131	3隻	171,257	0	△17,126
	普通財産	3隻	0	3隻	0	0	0
	計	6隻	154,131	6隻	171,257	0	△17,126
浮き橋	行政財産						
地上権等	行政財産		79,630		79,630		0
特許権等	普通財産		417,698		417,700		△2
株券等	普通財産						
出資による権利	普通財産		1,732,000		1,732,000		0
合計	行政財産		2,548,066,319		2,456,686,449		91,379,870
	普通財産		15,177,667		14,981,274		196,393
	計		2,563,243,986		2,471,667,723		91,576,263

3 公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の2の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを貸付または使用許可することができる。

また、普通財産については、地方自治法第238条の5第1項の規定によりこれを貸し付けている。

令和4年度に使用許可または貸し付けたものの主な使用目的は、土地については、上下水道管の地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電気・ガス等の公益事業施設等142件、また、建物については、職員の福利厚生のための飲料水自動販売機等26件である。

4 公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局及び財務局から照会のある土地の買取り希望を調整している。

令和4年度は1件の買取り希望があり、交渉中である。

第7・2表 公拡法等に基づく土地の買取り
(令和4年度)

法律	主管局	種別	買取り希望(件)				計
			無	有			
				成立	交渉中	不成立	
公 拡 法	都市整備局	届出	405				405
		申出	21		1		22
	財務局	届出	62				62
		申出	16				16
生産緑地	財務局	申出	140				140
計			644	0	1	0	645

5 庁舎の整備及び管理

建設局所管の庁舎は、15事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて59か所あり、都内全域に配備されている。これら庁舎は、都民サービスを確保するために重要な施設であり、これらの整備及び維持管理に万全を期している。

令和3年度に策定された「第三次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建替及び改修を実施している。

6 財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図るなど、公有財産の効率的運用に努めている。

(1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継手続を行っている。

(2) 土地・建物の多角的利用

建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した(例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎)敷地及び建物は9か所である。(第7・3表、P.161)

(3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成7年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうえ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取り組みを行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

平成28年度に、待機児童問題解消のために設置された「都有地活用推進本部」(事務局は財務局)において、保育所敷地として利活用可能な都有地を全庁的に洗い出す調査を定期的に行っている。建設局では、12箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

第7・3表 土地・建物の多角的利用状況

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地	敷地の所管及び面積 (㎡)	施設内容		建築年月日
			事務室の所管及び面積 (㎡)	他の施設の面積 (㎡)	
第一建設事務所 第一庁舎	中央区明石町2-4	建設局 1,920.13	建設局 2,961.64	都営住宅82戸 4,108.50	S47.10.1
第二建設事務所 品川区総合庁舎	品川区広町 2-1-36	品川区 6,995.20 建設局 1,774.58	建設局 2,841.77	品川区役所その他 25,725.66	S43.5.9
第三建設事務所 中野区総合庁舎	中野区中野 4-8-1	中野区 8,744.08 建設局 841.41	建設局 2,553.95	中野区役所 25,819.72	S44.3.6
第四建設事務所 第一庁舎	豊島区南大塚 2-36-2	住宅政策本部 6,908.40	建設局 2,685.07	豊島区・都営住宅その他 31,762.31	S50.3.3
第五建設事務所 江東治水事務所 合同庁舎	葛飾区東新小岩 1-14-11	建設局 3,423.00	建設局 5,479.01	都営住宅78戸 3,858.24	R元.6.21
第六建設事務所 第一庁舎	足立区千住東 2-10-10	住宅政策本部 3,924.33	建設局 3,913.64	都営住宅38戸 2,649.11	S51.3.5
南多摩西部建設事務所 都立多摩産業交流センター 東京都八王子合同庁舎 八王子市保健所	八王子市明神町 3-19-2	産業労働局 10,499.18	産業労働局 2,276.15	産業労働局その他 17,879.44	R4.2.28
北多摩北部建設事務所 第一庁舎	立川市柴崎町 2-15-19	住宅政策本部 8,428.93	建設局 4,889.50	都営住宅77戸 6,366.26	H7.5.15
南多摩東部建設事務所 東京都町田合同庁舎	町田市中町 1-31-12	建設局 2,324.90	建設局 4,223.41	主税局 377.82	S60.2.25
計	9か所	建設局 10,284.02 他局・区 45,500.12	建設局 29,547.99 他局 2,276.15		

7 建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及び国土交通省（旧建設省）所管国有地に隣接する土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集（各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等）に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者（実務取扱者）と

の調整等で申出から境界確認・確定まで数か月の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所管理課で行っている。

8 国有財産管理事務

平成19年4月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

9 公物の設置管理瑕疵及び
工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工事施行にあたっては、各部（所）において安全確保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年4月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年8月1日より、上記工事に起因する事故で、1件当りの賠償額が100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年4月1日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、令和4年度中に局が賠償額を決定した件数は57件、額は13,253,125円である。（第7・4表）

第7・4表 工事に起因する事故で局が賠償額を決定した件数・額

（令和4年度）

区 分	件 数 (件)	金 額 (円)
道路整備	2	136,400
公園整備	0	0
河川整備	55	13,116,725
合 計	57	13,253,125

第2 建設工事統計調査等

総務部用度課

建設工事統計調査は、統計法第2条4項3号に基づき、基幹統計に指定されている。

1 調査目的

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建設行政等に資することを目的としている。

2 調査対象

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。（標本調査）

3 調査種類

- (1) 建設工事受注動態統計調査 月次調査
- (2) 建設工事施工統計調査 年次調査

4 都と区及び市の事務分担

建設工事統計調査は、統計法施行令第4条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられている。

都は、区又は市が処理する事務について定めた「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、調査対象事業者が所在する区又は市に調査の実施を依頼している。

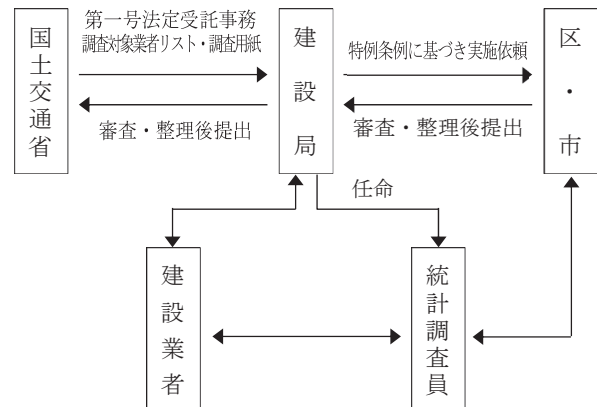
都は国土交通省との連絡調整・報告・調査票提出、区及び市との連絡調整・調査依頼・調査票の配布・収集・審査整理等を行う。

区及び市は統計調査員の指導監督及び報酬等の支払い、建設業者への調査依頼・調査票の収集・記入・確認・都への提出等を行う。（第7・1図）

5 その他調査（国土交通省関係）

- (1) 建設事業費等実績調査 年次調査
- (2) 公共事業工事費投入調査 5年毎調査

第7・1図 建設工事統計調査事務の流れ



第3 技術管理

総務部技術管理課、企画課

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が平成17年4月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力などを総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

さらに、令和元年の品確法改正を踏まえ、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために、適正な工期設定等による働き方改革への対応や情報通信技術の活用等による生産性向上への取組など、様々な施策を広く講じる必要があることから、技術管理業務の果たす役割はより一層重要なものとなっている。

1 工事の設計・施工等に関する基準類の整備等

総務部技術管理課

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理等に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、技術の進歩や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と連携して施工合理化調査を毎年実施し、これに基づき歩掛りを改定している。

また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、各局の動向や事務所の意見を踏まえた基準類の改定を行うとともに、適切な運用に向けた支援や指導に努めている。

2 工事安全対策の推進

総務部技術管理課

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場における安全性の確保が従来にも増して求められている。

建設局では、事故の未然防止や類似事故の再発防止を図るため、「建設局工事安全対策委員会」を設置し、工事安全についての意識の向上、工事事故撲滅に向けた重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施など、局事業の工事安全対策に取

り組んでいる。

3 建設副産物対策の推進

総務部技術管理課

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設泥土等）が発生している。その多くは資材として再利用が可能なものである。また、PCB廃棄物やアスベスト含有建材など、有害な廃棄物の取扱いについて、関係法令等の最新情報を提供するとともに、適正な管理と処理に向けた支援や指導を行っている。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、「発生抑制」や「再使用及び再利用の促進」、「適正処理の徹底」等の建設副産物対策を推進している。

4 優良工事等の公表

総務部技術管理課

建設局では、受注者又は受託者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的として、局が施行する工事又は委託（以下、「工事等」という。）のうち、成績が特に優良な工事等を公表（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者名、監理技術者名等）し、表彰を行っている。

令和2年度からは、建設業の担い手確保や大規模災害からの復旧等の取組を評価する表彰制度も創設している。

なお、これらの工事等については、工事概要、表彰理由等をホームページで公表している。

5 労務、資材単価の改定等

総務部技術管理課

労務単価については、毎年国と連携して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果に基づき適切かつ速やかに労務費の改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの主要資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、毎月単価改定を実施している。

6 建設現場の生産性向上

総務部技術管理課、企画課

インフラ整備の担い手である建設業は、社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあるが、技能労働者の高齢化や若手入職者の減少により、

現場の生産性向上が求められている。

このため建設局では、国土交通省の取組を参考にICT建機等を活用した工事を導入し、順次拡大を図っており、土工、舗装工、舗装修繕工、浚渫工、地盤改良工、法面工に適用している。

令和5年度には、建設現場におけるICT施工の普及拡大に向け、土工において発注者指定型の対象数量を10,000m³以上から7,000m³以上に変更するなど対象範囲の拡大を図った。

さらに、工事情報共有システムを活用した工事書類の電子化や遠隔臨場の取組により、受発注者双方の業務の効率化と負担軽減に努めているとともに、インフラ分野のDX推進に向けてBIM/CIM等の検討を進めている。

7 「東京都魅力ある建設事業推進協議会」 (CCI東京)

総務部技術管理課

平成4年度に建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、学識経験者、国、東京都及び業界等からなる「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)を設立した。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する「技能者の顕彰」に加え、平成27年度からは建設事業の魅力をもつ熟練者を表彰する「フォトコンテスト」を、令和2年度からは将来の担い手育成と入職促進に資するため、都内の建設工事等で活躍する若手や女性の技術者・技能者を表彰する「建設業若手・女性活躍大賞」の開催など、建設事業のより一層の魅力発信に向け取り組んでいる。

8 サイバーセキュリティ対策

総務部企画課

世界的にサイバー攻撃による脅威が高まっている。情報流出等の発生は業務の円滑な遂行を妨げるだけでなく、社会的信用の失墜による影響も大きく、サイバーセキュリティ対策の重要性は増している。

都は、令和5年1月に「シン・トセイ3」を策定し、都政QOS (Quality of Service) の更なる向上に向け、次なるステージに挑戦している。都政のDXを着実に推進するためには、情報資産の安全を確保するためのサイバーセキュリティ対策が

極めて重要である。

建設局では、東京都サイバーセキュリティポリシーを遵守し、東京都CSIRT (デジタルサービス局総務部情報セキュリティ課) と連携して、組織的・人的・技術的なサイバーセキュリティ対策に取り組んでいる。さらに、個人情報漏えい等の事故を防止するため、建設局サイバーセキュリティ安全管理措置を改訂し、IT機器の活用ルールを徹底するなどセキュリティ対策に取り組んでいる。

令和5年度も引き続き、研修計画に基づくサイバーセキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。

また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査と外部監査、リスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、危機管理の充実を図るために、東京都CSIRTとも連携して、事故や災害などの非常時の事業継続・復旧等を視野に入れた訓練実施計画を作成し、計画に基づく非常時訓練を実施して、危機管理の充実を図っていく。

9 業務委託の活用

総務部技術管理課

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率化を図るとともに、工事の品質、安全を確保するため、業務委託を活用している。このうち、工事監督補助業務委託は、平成17年度より建設コンサルタントへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。また、政策連携団体である公益財団法人(東京都道路整備保全公社、東京都公園協会)に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。なお、工事監督補助業務を実施するにあたり、適切な技術力を有している補助技術者等を認定する制度を創設し、認定技術者等の配置を義務づけている。

第4 災害対策・感染症対策の取組

総務部総務課、企画課

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持管理を担っており、災害時にこれら施設への被害を最小限にとどめて、都民の安全・安心を確保することが重要な課題となっている。

令和3年度、令和4年度の主な災害対策の取組は以下のとおりである。

1 訓練の実施

総務部企画課

(1) 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練は、震災時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

令和4年度は、従来の訓練統一テーマである「住民等による自助・共助」と「行政及び関係機関の連携」に加え、「地域特性に応じた訓練」及び「防災×DX化の推進」をテーマに品川区との合同訓練を実施した。建設局は道路障害物除去訓練、災害対策に関するパネル展示や東京都水防チャンネルの紹介等を行った。

令和5年度は、9月1日（金）～9月3日（日）に東村山市と合同で実施する。

(2) 建設局初動対応訓練の実施

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応能力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用MCA無線やWeb会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

令和5年度は、2月頃実施する予定である。

(3) 定期通信訓練の実施

建設局では、災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図ることを目的に、本庁各部及び事務所において、毎月MCA無線機の通信訓練を実施している。また、本庁各部・事務所・協力団体・東京都道路整備保全公社間においても、隔月でMCA無線機の訓練を実施している。

(4) その他の局内訓練の実施

建設局では、その他の訓練として災害対策本部

開設訓練や発電機操作訓練、点検出動訓練など、年間を通して実践的な訓練を行い、実施結果の検証や訓練内容の見直しを持続的に行うことで災害対応力の強化を図っている。

令和5年度は月に1回程度これらの災害対応訓練を実施している。

2 被災地の支援

総務部総務課

建設局では、平成23年3月11日の東日本大震災発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施した。

また、これまで培ってきたノウハウと人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援するため、平成23年度から令和4年度までに宮城県・岩手県・福島県の東北3県のほか、熊本県、倉敷市、愛媛県、君津市及び北海道に延158名の技術職員及び事務職員を派遣した。

令和5年度においても、福島県に1名の技術職員を派遣しており、被災地における災害復旧業務を長期的に支援していく。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧・復興を支援する一方、大震災の教訓を活かし、安全・安心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

3 新型コロナウイルス感染症対策の取組

総務部企画課

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、建設局では局長を本部長とする局対策本部を設置するとともに、これまで新型コロナウイルス感染症対策に必要な取組を適宜実施してきた。

令和5年5月8日の5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策は転換点を迎えたところである。なお、令和5年8月31日時点で実施している主な取組内容は以下のとおりである。

占用料・貸付金の納付猶予

(令和5年8月31日現在)

所管部	区分	対象	支援内容
用地部	東京都の道路・河川・公園整備等に伴う移転資金貸付金の償還	既借受者のうち新型コロナウイルス感染症の影響により、移転資金貸付金の納付期限内の返済が困難と認められる方	令和5年4月1日から令和5年9月30日までに返済期限が到来する移転資金貸付金について、最長で1年間、納付期限を猶予。
道路管理部	道路占用料	一時的に道路占用料を納付期限内に納めることが困難になった方	令和5年度分について、最長で令和5年9月30日まで納付期限を猶予。
河川部	河川占用料	一時的に河川占用料を納付期限内に納めることが困難になった方	令和5年度分について、最長で令和5年9月30日まで納付期限を猶予。
公園緑地部	都立公園・霊園の占用料等	一時的に都立公園・霊園の占用料等の納付が困難な事情がある方	令和5年度分について、最長で令和5年9月30日まで納付期限を猶予。

第5 広報・広聴活動

総務部総務課

1 概要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推進するために広報・広聴活動は不可欠である。

「伝わる広報」を念頭に、様々な機会と媒体を活用し、都民目線での情報発信を推進することで都民等への訴求効果を高めていく。

(1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市の実現を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等を効率的にPRすることにより、事業に対する都民の理解を高め事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋梁などの施設は、観光資源としても魅力のある施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報活動を積極的に行っている。

(2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に反映する窓口となることを目指し、「建設局都民の声窓口」を平成9年9月1日に開設した。

2 報道機関に対する情報提供によるPR

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「報道発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するPRに努めている。なお、政策企画局が所管する都の自主媒体（テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など）も積極的に利用しPRに努めている。

令和4年度中に行った報道機関に対する発表件数は300件であった。内訳は第7・5表のとおりである。

第7・5表 報道発表件数

(単位：件)

区分 年度	道路		公園・庭園・ 霊園・動物園等	河川		その他	計
	一般	通行止め		一般	水防本部		
令和4年度	41	35	132	43	22	27	300

3 建設局の自主媒体によるPR

(1) 「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、Web版「東京のまちづくり」等となっている。

平成17年度には全事務所のホームページを開設し、個別の工事の概要やイベントの案内など、より地域に密着した情報の提供を行っている。

建設局ホームページアドレス

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。X（旧Twitter）に関しては、平成24年12月から、局独自のアカウント（@tocho_kensetsu）を運用していたが、令和5年2月に、都全体でアカウントの再編が行われた。再編後は、主に、「東京都インフラ・まちづくり（@tocho_kouwan）」にて情報を発信している。

(3) 「建設局概要～未来を創ろう みち・水・緑～」

建設局事業に対し、より一層の理解と協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダイジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範な局の事業を分かりやすくコンパクトに編集した内容となっている。局概要は、住民説明会等で活用するほか、区市町村、図書館等にも配布している。

(4) 「東京のまちづくり（建設局ニュース）」

広範な局の事業を都民に分かりやすく紹介し、事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い層に理解してもらえるように、昭和62年3月から都民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年6回（隔月）発行しており、都立公園、区市町村、図書館等で配布している。また、建設局ホームページにWEB版を公開しており、電子媒体でも広く都民にアピールしている。

(5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

(6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、より分かりやすいものとしている。

原則、毎月1回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

に回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会議」を開催し、各部・事務所で受け付けた件数や対応事例を共有するなど、組織的な対応が図られるよう努めている。（資料第1-（11）、P.189）

4 苦情、要望等への対応

令和4年度中に建設局都民の声窓口へ寄せられた苦情、要望等は、2,826件で、内訳は第7・6表のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、公園事業と道路事業に関するものが多く、特に、コロナ禍における公園施設の利用や工事に伴う騒音・振動や街路樹の管理など、都民生活に直接結びつくものが寄せられている。

第7・6表 建設局都民の声窓口の処理件数

（単位：件）

年度	区分	道路	公園	河川	その他	計
令和4年度		1,121	1,448	129	128	2,826

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あて